

令和4年度

事業概要

(計画編)

長崎県壱岐保健所

(長崎県壱岐振興局保健部)

1 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事項

1. 1 広報・啓発

【事業目的】

- ・地域保健情報を住民に発信し、住民主体の健康なまちづくりに向けた地域保健体制の構築を促進する。

【現状と課題】

- ・地域住民の地域保健情報に関するニーズが増大・多様化する中で、地域住民に正確な情報を迅速かつ積極的に提供し、健康への意識を高めることが、ますます重要になっている。

【計画】

- ・ホームページによる情報発信（随時）
- ・壱岐ケーブルテレビを活用し、各事業の普及啓発を行う。

1. 2 地域保健研修

1.2.1 管内地域保健関係職員等研修事業

【事業目的】

- ・地域の実情に即した幅広い分野の研修を実施することにより、市職員を中心とした地域保健関係職員及び保健所職員の資質向上を図り、地域保健対策の円滑な推進を図る。

【現状と課題】

- ・年に1回壱岐市養護教諭研修会に参加し、保健所各課の事業等の周知を図っている。
- ・地域保健対策に係る人材は、公衆衛生の最新の専門知識に基づく指導的役割はもとより地域保健の現場を支える実践力、健康危機管理への対応能力、虐待や精神の個別困難ケースへの対応等、様々な情勢や住民ニーズの多様化に対応していく必要があるため、関係機関からの要望等に応じ研修会を開催している。

【計画】

- ・壱岐市養護教諭研修会に参加し、保健所各課の事業等の周知を行う。
- ・保健福祉等担当者会議は、市のニーズを把握し開催、検討する。

1.2.2 学生等教育研修事業

【事業目的】

- ・地域の保健医療を担う人材の育成や公衆衛生に理解のある保健医療関係者の人材を確保するため、大学等の要請を踏まえて研修生や学生を受け入れ保健事業や公衆衛生活動の実践的指導を行う。

【現状と課題】

- ・長崎大学医学部、長崎県立大学看護栄養学部看護学科、県内管理栄養士養成

施設から学生を受け入れている。

【計画】

- ・長崎大学医学部、長崎県立大学看護栄養学部看護学科県内管理栄養士養成施設から学生の実習受入れについて、実習目的に沿うように実施する。
- ・その他、研修・実習受け入れについては、要請に応じて対応する。

2 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項

2. 1 統計調査

【事業目的】

- ・地域住民の健康の保持増進を目的とした地域の特性に応じた保健施策の実施状況等を把握して、地域保健対策の効率、効果的な推進のための基礎資料を得る。

【現状と課題】

- ・保健所では、主に次の保健衛生統計に関する調査のとりまとめを行っている。
国民生活基礎調査、人口動態調査、地域保健・健康増進事業報告、衛生行政報告例、医師・歯科医師・薬剤師調査、医療従事者調査、医療施設静態・動態調査、病院報告、患者調査、受療行動調査
- ・この統計調査は国の委託業務であり、保健所で取りまとめたものについて県を通じて厚生労働省へ報告している。集計した結果は、統計書により公表し、地域保健衛生の向上に活用されている。

【計画】

- ・毎月実施
人口動態調査、医療施設動態調査、病院報告（患者票）
- ・毎年実施
衛生行政報告例、地域保健・健康増進事業報告、国民生活基礎調査、病院報告（従事者票）
- ・2年に1回実施
医師・歯科医師・薬剤師調査、医療従事者調査（保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、栄養士）、調理師業務従事者調査
- ・3年に1回実施
医療施設静態調査、患者調査、受療行動調査

3 栄養の改善及び食品衛生に関する事項

3. 1 栄養改善対策

【事業目的】

- ・栄養、食生活についての専門職の養成及び育成を図る。
- ・県民が自ら食生活改善に取り組み、健康的な生活習慣を定着させるために、関係機関と連携し支援体制を充実させる。

【現状と課題】

- ・管理栄養士養成施設の臨地実習の受け入れを行っている。保健所の特性を理解し、保健所栄養士業務の実際を学ぶことができるよう配慮する必要がある。
- ・管内には29の給食施設があり、個別巡回及び集団指導を実施している。食事摂取基準に基づき適切な食事提供ができるよう、施設への指導・支援が必要である。
- ・専門的栄養指導として、難病の患者・家族等の食生活に関する相談に随時対応している。
- ・健康増進法に抵触する不適正表示、食品表示法保健事項の相談対応、指導を実施している。
- ・地域の栄養・食生活改善を効果的に進めるために、市と課題共有、業務検討を行っている必要がある。
- ・食生活改善推進員が、地域住民の健康づくりの担い手として活動できるように、組織に対する支援及び市町に対する育成支援を行う必要がある。

【計画】

- ・管理栄養士養成施設学生の公衆栄養学実習受け入れ
- ・給食施設の個別巡回指導の実施及び研修会の開催
- ・専門的栄養指導の実施
- ・栄養成分表示、健康増進効果に関する表示について相談対応
- ・市栄養士業務検討会の開催
- ・壱岐市食生活改善推進員活動、組織育成、養成講座等への支援

3. 2 食品衛生対策

3.2.1 食品取扱施設の許可及び監視指導

【事業目的】

- ・食品衛生法及び長崎県食品衛生に関する条例に基づき、食品取扱施設における基準等について事前指導及び許可事務を行うとともに、長崎県食品衛生監視指導計画に基づき食品取扱施設に対して適正な管理運営等に関する監視指導を行い、公衆衛生の向上及び増進を図る。

【現状と課題】

- ・近年の全国での食品に関する事件・事故は、食中毒、異物混入、表示違反など多岐にわたっており社会的影響が大きい傾向がある。また、住民の「食の安全・安心」に対する関心が高まっており、食品取扱施設に対する監視・指導の一層の強化が求められている。このため、食品衛生施策を継続的に実施することにより公衆衛生の向上及び増進を図る必要がある。

【計画】

- ・長崎県食品衛生監視指導計画に基づく食品取扱施設の監視指導及び食品等の収去検査を行う。

3.2.2 食中毒防止対策事業

【事業目的】

- ・食中毒を未然に防止するため、管内において販売、製造、流通する食品の安全性確保を図る。

【現状と課題】

- ・食中毒の発生は社会的影響が大きいいため、食品営業施設等に対する衛生教育を実施し食品の安全性の確保、食品衛生思想の普及啓発を図り、食中毒を未然に防止する必要がある。
- ・食中毒発生時には早急な原因究明や拡大防止等の危機管理体制を円滑に遂行することが求められる。

【計画】

- ・食品衛生月間等における一般住民への食中毒防止に関する啓発を実施する。
- ・食品関係営業施設への立入調査による衛生指導を行う。
- ・食品衛生協会が実施する食品衛生講習会等へ協力し食品衛生教育を実施する。

3.2.3 HACCP に沿った衛生管理

【事業目的】

- ・食品営業施設に対して、HACCP の考え方を取り入れた衛生管理手法を導入することにより、自主衛生管理水準の向上を図り、県産食品の安全性と信頼を確保する。

【現状と課題】

- ・円滑な衛生管理導入促進に向けた支援が必要である。

【計画】

- ・講習会等において、導入方法やメリットを説明する。
- ・新規及び更新調査時に、パンフレット等を用いて説明する。

3.2.4 カネミ油症被害者対策

- ・該当なし

4 住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃その他の環境の衛生に関する事項

4.1 生活衛生対策

4.1.1 営業施設の衛生確保事業

【事業目的】

- ・旅館業法、公衆浴場法、興行場法、理(美)容師法、クリーニング業法に基づく生活衛生関係施設の営業に関し、事前指導及び許可・検査確認事務を行うとともに、住民の方々が衛生的なサービスを受けられるよう監視指導を実施し、衛生水準の維持向上を図る。

【現状と課題】

- ・施設の衛生水準の向上を図るには、法令遵守のもと事業者が衛生管理に取り組む

姿勢を徹底させる必要がある。そのためには不適切施設の発見及び改善指導が必要である。

【計画】

- ・監視計画に基づく計画的な監視指導を行い、状況に対応した適切な助言・指導を行うとともに、旅館ホテル及び公衆浴場については、飲料水及び浴槽水の衛生管理について監視を強化する。

4.1.2 ビル管理法に基づく衛生確保事業

【事業目的】

- ・多数の住民が使用し、又は利用する建築物の維持管理に関し、衛生的な環境の確保をはじめ、公衆衛生の向上・増進を図る。

【現状と課題】

- ・不特定多数の者が使用することから、衛生的な環境の確保が必要である。

【計画】

- ・特定建築物における衛生的環境の確保を図るため、立入対象施設に対し、状況に対応した適切な助言・指導を実施する。

4.1.3 遊泳用プールの監視指導

- ・該当なし

4.1.4 水道施設の衛生確保事業

【事業目的】

- ・県知事認可の上水道施設について、「長崎県水道水質管理計画」に基づいた立入検査及び行政指導を行うことにより、信頼できる安全でおいしい水の供給を図る。

【現状と課題】

- ・水質基準超過が散発している。水道事業者に対し適切な対策及び「長崎県水道水質管理計画」に基づいた報告の徹底等を図るとともに、立入検査による適正な維持・管理状況を確認する必要がある。

【計画】

- ・前年度の指摘事項を確認し、立入検査を実施する。

4.1.5 温泉の保護と適正利用の推進

【事業目的】

- ・温泉を保護し、その利用の適正化を図る。

【現状と課題】

- ・管内の温泉地域は2地区あり、必要に応じて立入検査による適正な維持・管

理状況を確認する必要がある。

【計画】

- ・温泉法に基づく許認可業務、温泉利用施設への立入調査及び指導を実施する。

4. 2 生活排水（浄化槽）対策

【事業目的】

- ・浄化槽の設置、保守点検及び適切な維持管理を指導・啓発することにより、浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する。

【現状と課題】

- ・指定検査機関（（一財）長崎県浄化槽協会）による法定検査において、不適正と判定された浄化槽や法定検査受検拒否者に対し、適切な維持管理をするよう指導が必要である。

【計画】

- ・法定検査結果に基づき、不適正浄化槽等について文書等による行政指導を行い改善に努める。

4. 3 廃棄物対策

4.3.1 一般廃棄物対策推進事業

【事業目的】

- ・市に対して一般廃棄物（し尿、家庭ごみ等）の適正処理、処理施設の整備、再資源化、減量化等について指導、監督を行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

【現状と課題】

- ・島内の一般廃棄物は、それぞれの施設（し尿処理施設1、ごみ焼却施設1、資源化施設2、最終処分場1）で処理されている。市に対しては適正な維持管理に重点を置いた指導・監督を行う必要がある。

【計画】

- ・一般廃棄物処理施設に対し計画的に立入検査を行う。

4.3.2 産業廃棄物対策推進事業

【事業目的】

- ・管内の産業廃棄物処理業者に対し、「産業廃棄物処理業者に係る立入検査マニュアル」に基づいた実効性のある計画的立入検査を行うことにより廃棄物の不適正処理の防止を図る。

【現状と課題】

- ・産業廃棄物処理業者や、廃品回収業者等による比較的軽微な不適正処理が確認されている。

- ・ 重大違反に繋がることのないよう、引き続き監視体制の強化を継続する必要がある。

【計画】

- ・ 「産業廃棄物処理業者に係る立入検査マニュアル」に基づいた立入計画を策定し、計画に基づき立入検査を行う。

4.3.3 PCB 廃棄物対策事業

【事業目的】

- ・ PCB 廃棄物の保管状況等届出指導をはじめ、「長崎県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づく啓発・指導を行い、適正保管・処理を図る。

【現状と課題】

- ・ 高濃度の PCB を含有する機器や PCB を含有する蛍光灯安定器が処理期間の終了後に新たに発見される事例が全国で発生している。
- ・ PCB 廃棄物の見逃しが無いように調査を行うとともに、低濃度の PCB を含有する機器等の保管及び使用を継続している事業者に対し、適正保管と計画的な処理についての指導を行っていく必要がある。

【計画】

- ・ 資源循環推進課と協力し、管内事業者が保有する PCB 廃棄物について調査を行う。
- ・ 計画的な処分について啓発・指導を行い、PCB 廃棄物の円滑な処理を推進するとともに、管内のすべての PCB 廃棄物が適正に処理されるまで実態把握や立入検査等により適正保管を指導する。

4.3.4 リサイクルの推進事業

【事業目的】

- ・ 建設リサイクル法、自動車リサイクル法、フロン排出抑制法に基づき、廃棄物排出事業者等に対し、資源の有効利用及び廃棄物の適正処理に関する指導を行い、リサイクルの推進を図る。

【現状と課題】

- ・ リサイクル関連法における不適正事案は少ないが、廃棄物排出事業者等に対し法遵守の徹底を指導し各種リサイクルを推進する必要がある。

【計画】

- ・ 建設リサイクル法、自動車リサイクル法、フロン排出抑制法に基づいた廃棄物排出者に対する立入検査等を実施し、適正処理及びリサイクルの推進を図る。
- ・ 建設部と合同でパトロールを実施し、建設解体現場等における分別解体の徹底を指導する。

4.3.5 不法投棄及び違法焼却対策

【事業目的】

- ・ 定期的な産業廃棄物処理業者等に対する立入検査、不法投棄の監視パトロール、野焼きの監視パトロールを実施することにより、不法投棄及び違法焼却の未然防止や早期発見に努め、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

【現状と課題】

- ・ 不法投棄事案及び野焼き等の違法事例が未だに確認されるので、引き続き、監視パトロール及び指導が必要である。

【計画】

- ・ 産業廃棄物処理業者等に対し、「産業廃棄物処理業者に係る立入検査マニュアル」に基づいた計画的かつ実効性のある立入検査を実施する。
- ・ 廃棄物適正処理指導員による廃棄物の不法投棄や野焼きの監視パトロールを実施する。
- ・ 必要に応じ警察、海上保安署、市等の関係機関と連携した啓発・指導を実施する。

4. 4 環境保全対策

4.4.1 公共用水域及び地下水等の監視

【事業目的】

- ・ 長崎県公共用水域及び地下水の水質測定計画に基づき、公共用水域（河川・海域等）における水質汚濁状況の監視測定を統一的視点から総合的に行う。

【現状と課題】

- ・ 近年、河川、海域の全地点でBOD、CODの環境基準を達成している。

【計画】

- ・ 長崎県公共用水域及び地下水の水質測定計画に基づき、公共用水域の環境監視を行う。

4.4.2 大気汚染防止法に基づく工場・事業場監視指導

【事業目的】

- ・ 大気汚染防止法に基づき、工場・事業場のばい煙発生施設、粉じん発生施設、建築物の解体現場等に立入検査を実施し、公害防止に係る改善指導等を行うことにより大気汚染の防止を図る。

【現状と課題】

- ・ 管内のばい煙発生施設、粉じん発生施設等について特段の問題は発生していないが、公害防止のため、今後も引き続き大気汚染防止に努める必要がある。
- ・ 改正大気汚染防止法が令和3年4月1日に施行され、石綿（アスベスト）の規制が強化された。令和4年4月1日からは建築物等の解体工事等に係る石綿含有建材の事前調査結果の報告制度の運用が開始された。

【計画】

- ・大気汚染防止法に基づき、工場事業場から発生するばい煙・粉じんの排出による大気汚染を防止するため立入検査等を行う。
- ・石綿含有建材の事前調査結果の報告制度について、業者への適切な指導を行い。環境中への石綿の流出等を防止する。

4.4.3 水質汚濁防止法に基づく工場・事業場監視指導

【事業目的】

- ・水質汚濁防止法に基づき、工場・事業場(特定事業場)に対して、立入検査、排水調査及び公害防止に係る改善指導等を行うことにより公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図る。

【現状と課題】

- ・管内の特定事業場については、基準超過及び特段の問題は発生していないが、公害防止のため、今後も引き続き水質汚濁防止のため監視する必要がある。

【計画】

- ・水質汚濁防止法に基づき、工場・事業場における排水基準等の遵守状況を確認するため立入検査等を行う。

4.4.4 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく監視指導

【事業目的】

- ・ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の監視指導を行うことにより、ダイオキシンによる環境汚染を防止する。

【現状と課題】

- ・管内の特定施設については、基準超過及び特段の問題は発生していないが、環境汚染防止のため、今後も引き続き監視する必要がある。

【計画】

- ・ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、規制対象施設の排出ガスの状況を確認するため、立入検査等を行う。

4.4.5 環境教育関係業務

【事業目的】

- ・住民が環境や環境問題に関心をもち、環境の保全に配慮した望ましい行動をする知識を得て、実践できるよう普及・啓発を図る。

【現状と課題】

- ・市保健環境連合会と連携し、郊外型大規模店舗前におけるキャンペーンや小学生を対象とした学習会等を通じ環境教育に努めている。今後も継続した啓発が必要である。

【計画】

- ・市保健環境連合会と連携して環境教育を実施する。

4.4.6 公害苦情対応

【事業目的】

- ・典型7公害（環境基本法に定める「大気汚染」、「水質汚濁」、「土壌汚染」、「騒音」、「振動」、「地盤沈下」及び「悪臭」）及び生活環境に関する「感覚的・心理的」である苦情について調査し、発生原因の究明・排除に努める。

【現状と課題】

- ・公害に関する苦情は散発しており無くなることは無い。苦情者及び被苦情者の双方に配慮し、敏速な対応が求められる。また、必要に応じ関係機関との連携が必要である。

【計画】

- ・苦情対応を敏速に行う。
- ・必要に応じ市、警察等と連携して対応する。

4.4.7 地球温暖化防止対策

【事業目的】

- ・低炭素社会の実現に向けて策定された「長崎県地球温暖化対策実行計画」を実践し、温室効果ガスの排出削減のため、住民の環境意識や関心を高める。

【現状と課題】

- ・市保健環境連合会、市地球温暖化防止対策協議会と連携し、郊外型大規模店舗前におけるキャンペーンの実施や小学生を対象とした学習会等を通じ地球温暖化に関する環境教育に努めている。今後は、「長崎県地球温暖化対策実行計画」において県の取り組む地球温暖化防止策として位置づけられている「環境教育とパートナーシップ」に力を入れる必要がある。

【計画】

- ・市保健環境連合会、市地球温暖化防止対策協議会と連携した環境教育を実施するとともに、民間の事業者及び団体と協力する体制を構築・維持する。

4.4.8 大気汚染情報（注意報等）の発信

【事業目的】

- ・光化学オキシダント及び微小粒子状物質（PM2.5）等の有害大気汚染物質に関する情報提供を行う。また、注意報等発令まで至る場合には住民の健康被害の防止に努める。

【現状と課題】

- ・大気環境測定局において汚染状況が常時監視され、測定結果についてはイン

ターネット等を通じ常時閲覧できる。光化学オキシダントの注意報・警報発令、PM2.5の注意喚起がある場合には住民への周知等を行う必要がある。

【計画】

- ・光化学オキシダントの注意報・警報発令、PM2.5の注意喚起の際には、住民からの問い合わせ等に備える。

4.4.9 未来環境条例指定地区巡回指導

【事業目的】

- ・未来環境条例に基づく喫煙及びごみの投げ捨て禁止指定地区において巡回指導を行い、地域環境の保全を図る。

【現状と課題】

- ・指定地区を訪れる観光客や地元住民等によるタバコ、ゴミのポイ捨てが散見される。
- ・継続した啓発が必要である。

【計画】

- ・定期的に指定地区の巡回指導を実施し、啓発を行うとともに定点におけるゴミの回収分析を行う。

4.4.10 環境放射線監視

【事業目的】

- ・原子力施設の周辺住民等の健康と安全を守ることを目的として、緊急時の影響の評価に資するため、平常時より環境放射線モニタリング（平常時モニタリング）を実施し、緊急時の放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響評価に備える。

【現状と課題】

- ・環境放射線モニタリング計画に基づいたモニタリングの実施が必要である。

【計画】

- ・平常時モニタリングへの協力及び実施
- ・原子力防災訓練への参加及び協力

4.4.11 島原半島地域地下水汚染対策事業

- ・該当なし。

4.4.12 漂流・漂着物対策

【事業目的】

- ・海岸における良好な景観及び環境を保全するため、海岸漂着物の円滑な処理及び発生を抑制を図る。

【現状と課題】

- ・ 壱岐の地理的特性から、毎年多くのごみが漂着し、沿岸環境の悪化や水産資源への影響が深刻な問題となっている。特に、壱岐は韓国や中国に近く、外国由来のごみが多く漂着している状況である。海岸への漂流・漂着物が無くなることはなく、絶えず清掃が必要である。また、清掃活動及び漂着物調査時にはボランティア団体の協力が不可欠である。

【計画】

- ・ ボランティア団体と協力し、海岸清掃等を実施する。

4. 5 動物愛護対策

【事業目的】

- ・ 「人と動物が共生できる地域社会」の実現に向けて、県民一人ひとりの中に動物を愛護する心を育み、動物に関する正しい知識や習性を理解した適正な飼育方法、ひいては動物福祉をも含めた動物愛護管理等を普及する。

【現状と課題】

- ・ 放し飼い、繁殖制限の未実施等により、望まれずに生まれてきた子犬・子猫の安易な引取り依頼が絶えず、全国的にみても引取り頭数が多い状況が続いている。また、放し飼い、庭や住居への入り込み、飼い主が判明しない猫への無責任な餌やり等の不適正な動物の管理に起因する様々な苦情・相談が多いため、対策が必要である。

【計画】

- ・ 長崎県動物愛護推進協議会支部の活動の充実を図る。
- ・ 動物愛護管理に関する情報の収集、関係者への提供に努める。
- ・ 市と協力し、一般飼い主に対する啓発に努める。
- ・ 犬及び猫の引取り時における飼い主等に対する適正飼養管理、終生飼養、繁殖制限措置の啓発に努める。
- ・ 動物愛護管理に係る苦情・相談対応及び飼い主等への指導等を行う。

4. 6 狂犬病予防対策

【事業目的】

- ・ 犬の登録及び狂犬病予防注射の推進、違反犬の捕獲抑留等を実施し、狂犬病の発生及び蔓延を予防する。

【現状と課題】

- ・ 狂犬病は、国内では昭和32年以降発生していないが、諸外国では今なお発生しており、毎年5万人以上が亡くなっていることから、万一の侵入に備え、予防対策を徹底する必要がある。

【計画】

- ・ 狂犬病予防注射計画策定における市、獣医師会支部を含めた三者協議会を開催

する。

- ・狂犬病に関する情報の収集、関係者への提供に努める。
- ・市と協力し、一般飼い主に対する啓発に努める。
- ・違反犬の捕獲及び抑留、未注射犬返還時の予防注射実施及び指導、咬傷事故防止に向けた犬の係留義務等の指導及び啓発、咬傷事故探知時の迅速な状況把握及び指導を実施する。

5 医事及び薬事に関する事項

5.1 適正医療確保

5.1.1 医療機関立ち入り検査

【事業目的】

- ・医療法第25条第1項の規定に基づき、医療機関が医療法及び関係法令により規定された人員および構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているかについて検査及び指導することにより、医療機関が科学的で、かつ、適正な医療を行う場にふさわしいものとする。

【現状と課題】

- ・病院については、国が示した要綱により立入検査を年1回実施。診療所については、県が示した要領により医療調査を3年に1回実施している。
- ・医療機関立入検査は各保健所が個別に実施していたが、平成26年度から病院と有床診療所については、検査をより専門的かつ公平に実施するため医療政策課と合同で実施し、検査の標準化を図っている。
- ・令和3年度の病院立入検査は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑みて、立入の検査は行わず、書面による検査（病院において書面による自主点検を行い、それを保健所、医療政策課が確認をする）を実施した。また、診療所調査については、令和2年度の調査中止による未実施の施設を対象に調査を実施した。

【計画】

- ・5病院に対する年1回の立入検査を医療政策課と連携し実施。（新型コロナウイルス感染症の収束状況を踏まえて、検査を実施する。）
- ・県が示す要領に沿って、令和4年度の診療所調査は診療所8施設を対象に実施。

5.1.2 医療施設・施術所施設・衛生検査室の開設届、変更届等の申請事務

【事業目的】

- ・医療法、臨床検査技師等に関する法律、歯科技工士法、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律、柔道整復師法に基づいた手続きの遵守。

【現状と課題】

- ・随時、医療機関・施術所の開設及び構造設備等の変更に係る許認可、届出等の相談・受付を行っている。

- ・申請届出に必要な様式や関係通知については、県ホームページで情報が取得できるが、必要に応じて県ホームページ情報の追加・修正が必要。

【計画】

- ・許認可申請及び届出等の審査・受理及び進達、指定書の交付事務を適切に行う。
- ・県ホームページの申請届出様式や関係通知の情報について、医療政策課と協議の上、適宜追加・修正を行う。

5.1.3 指定医療機関指定申請事務

【事業目的】

- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づいた手続きの遵守。

【現状と課題】

- ・随時、結核指定医療機関及び被爆者一般疾病医療機関の指定申請、変更届出等の審査・受付を行っている。

【計画】

- ・申請及び届出の審査・受理及び進達、指定書の交付事務を適切に行う。

5.1.4 免許申請事務（医療従事者・栄養士・調理師）

【事業目的】

- ・医療従事者・栄養士・調理師の免許登録、籍訂正等の手続きを円滑に行う。

【現状と課題】

- ・国免許（医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、歯科技工士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、管理栄養士）の新規申請・籍訂正・再交付・返納手続きを行っている。
- ・県免許（准看護師、栄養士、調理師）の新規申請・籍訂正・再交付・返納手続きを行っている。

【計画】

- ・各種免許登録、籍訂正等の申請受理及び進達、免許証の交付事務を適切に行う。

5.1.5 医療安全相談センター

【事業目的】

- ・保健所内に壱岐地域医療安全相談センターを設置し、患者・家族等からの医療に関する苦情や相談に対応することにより医療の安全と信頼を高めるとともに、医療機関への情報提供を通じて患者サービスの向上を推進し、医療の安全と向上を図る。

【現状と課題】

- ・相談件数は年間1～3件と少ない。
- ・医療機関に求められる医療安全への取り組みについて、定期的に情報提供する必要がある。

【計画】

- ・医療安全に関する研修会を年1回程度開催する。

5. 2 医薬品等安全対策

5.2.1 薬機法に基づく監視指導

【事業目的】

- ・医薬品の品質、有効性及び安全性の確保について必要な監視指導を行うことにより、保健衛生の向上を図る。

【現状と課題】

- ・医薬品等の販売・管理・取扱いに関し、法令遵守や不適正行為の未然防止のため、薬事関係事業所への立入検査を実施しており、継続した監視・指導が必要である。

【計画】

- ・薬事関係事業者に対して計画的に立入調査を実施する。

5.2.2 毒物及び劇物取締法に基づく監視指導

【事業目的】

- ・毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締りを行うことにより、保健衛生の向上を図る。

【現状と課題】

- ・毒物劇物の販売・管理・取扱いに関し、法令遵守や不適正行為の未然防止のため、毒物劇物販売業登録業者等への立入検査を実施している。
- ・毒物劇物による健康被害は管内では起きていないが、常に適正な販売、使用者における適正使用を推進するため、継続した監視・指導が必要である。

【計画】

- ・毒物劇物販売業者に対して計画的に立入調査を実施する。
- ・「農薬危害防止運動」の期間に農業用品目についての適正な販売指導、講習会等により、事故防止を図る。
- ・警察署等関係機関と協力し、毒物劇物の運搬車両の指導取締を行う。

5.2.3 麻薬及び向精神薬取締法等に基づく監視指導(不正けし及び大麻を含む)

【事業目的】

- ・麻薬及び向精神薬取締法等に基づく監視指導及び取締りを行うことにより、

麻薬及び向精神薬の濫用による保健衛生上の危害を防止し、公共の福祉の増進を図る。

【現状と課題】

- ・麻薬及び向精神薬の取扱いに関し、法令遵守や不適正行為の未然防止のため、麻薬及び向精神薬取扱施設等に対して立入検査を実施している。
- ・麻薬及び向精神薬は特に厳重な管理が求められる。
- ・病院、診療所、薬局等における継続した麻薬及び向精神薬の適正な施用・管理の指導が必要である。

【計画】

- ・麻薬及び向精神薬取扱施設に対して計画的に立入調査を実施する。
- ・麻薬小売業者に対し講習会を開催する。

5.2.4 薬物乱用を根絶する地域社会づくり

【事業目的】

- ・住民、特に若者に対する薬物乱用防止に関する啓発活動を強化し、大麻・覚醒剤等薬物乱用による保健衛生上の危害防止について意識の高揚を図り、薬物乱用を許さない社会環境をつくる。

【現状と課題】

- ・薬物乱用は国際的に人類の存続に関わる重要かつ深刻な問題となっており、我が国では近年、大麻、覚醒剤、危険ドラッグの乱用による健康被害や事件・事故が発生するなど、大きな社会問題となっている。小学生、中学生、高校生等の若者を中心とした啓発活動を地域一体となって推進していく必要がある。

【計画】

- ・小・中・高等学校が実施する薬物乱用防止教室や薬物乱用防止指導員の啓発活動等へ支援する。
- ・関係団体と連携し、薬物乱用防止キャンペーンや啓発イベントの実施により、地域住民への啓発を図る。

5.2.5 献血推進

【事業目的】

- ・長崎県献血推進計画に基づき、住民に対し献血思想の普及・啓発及び献血推進組織の育成並びに献血の受入れの円滑な実施等を行うことにより、より多くの住民に献血に参加いただき、管内における献血者及び献血量を確保する。

【現状と課題】

- ・年2回の島内巡回献血の円滑な実施のためには日本赤十字社長崎県支部及び血液センター、市との連絡調整が必要である。
- ・高齢化により、献血可能人口が減少するとともに、血液を必要とする人口が

増加しているため、安定した献血量の確保のためには若年層を対象とした啓発が必要である。

- ・献血場所の提供等、事業所の協力が不可欠であるとともに、献血へ協力する団体の確保が必要である。

【計画】

- ・保健所地区献血推進連絡調整会議の開催及び市献血推進協力会へ協力する。
- ・献血協力事業所に対し、訪問等を通じて協力を依頼する。
- ・「愛の血液助け合い運動」や「はたちの献血キャンペーン」等を実施し、住民への献血思想の普及・啓発を図る。

6 保健師に関する事項

6.1 保健師に関すること

【事業目的】

- ・疾病の発症や重症化予防のため、家庭訪問をすることで、生活の場における対象の理解及び家族を単位とした支援を行う。また、関係機関と連携し、事例検討を行いながら多面的に支援を評価し、地域の特性を活かした健康なまちづくりの体制整備を図る。

【現状と課題】

- ・平成28年3月に「長崎県保健師人材育成ガイドライン」が策定され、保健師を育成するための体制づくりと環境づくりが示された。
- ・母子・精神・感染症など分野別の事業の増加や福祉分野への活動領域の拡大に伴い、「業務分担制」を取っていたが、業務分担制は専門性を発揮しやすい反面、地域全体の課題の把握が難しいため、平成30年度から「地区担当制」を新たに導入。実際「地区担当制」を導入したものの、状況に応じて、「地区担当制」と「業務分担制」を併用している状況であり、継続的に検証していく必要がある。
- ・所内でケース検討会を定例で行い、支援の方針の確認、進捗管理を行っている。また、社会資源が限られているため、関係機関と事例検討を随時行っている。

【計画】

- ・長崎県保健師人材育成ガイドラインに基づく人材育成の実践
- ・所内ケース検討会：月1回
- ・事例検討会・家庭訪問：随時

7 公共医療事業の向上及び増進に関する事項

7.1 地域（保健）医療関係

【事業目的】

- ・県医療計画において地域の取組みとして掲げた「壱岐島内外の地域医療連携体制の構築」の進捗管理を行いながら、地域における救急医療体制の整備を図る。

【現状と課題】

- ・ 県ドクターヘリ、県防災ヘリ、民間ドクターヘリの運航により迅速な島外三次救急医療機関への患者搬送が行われている。非常時には自衛隊ヘリや海上保安庁による搬送が行われている。長崎県壱岐病院にのみ設置されていた離島医療・救急医療支援システム（遠隔画像伝送システム）が、平成24年度にもう1つの救急告示病院である光武内科循環器科病院に設置されるなど徐々に救急医療の環境が改善されている。
- ・ 精神科の救急医療について、精神保健指定医2名の診察に基づき精神障害者を措置入院させるか否かを判断する必要があるが、壱岐島内に24時間対応可能な常勤の精神科医は1名しかいないため、指定医の確保が課題となっている。

【計画】

- ・ 壱岐地域保健医療対策協議会を年1回開催し、協議会の中で救急医療体制についての協議を行う。

8 母性及び乳幼児並びに老人の保健に関する事項

8.1 母子保健福祉対策

8.1.1 健やか親子21推進事業

【事業目的】

- ・ 管内の母子保健に関する情報を共有、検討し、関係者と連携を図ることによって、母子保健対策の推進を図る。
- ・ 発達に課題のある子どもの早期発見及び早期支援のため、医療・保健・福祉・教育等の関係機関が連携し、発達段階に応じた支援体制の整備を図る。
- ・ 心身に障害を持つ児童や慢性疾患等によって長期療養の必要な児童及びその保護者に対し、保健・医療・福祉に関するサービスの調整と日常生活などについての相談支援を行うことによって、児の療育環境を整えるとともに、地域の療育相談支援体制の確立を図る。

【現状と課題】

- ・ 母子保健推進協議会は、市への大幅な権限移譲により平成18年度末に終了したが、平成27年度関係者の要望により再開、市と合同開催している。協議会で出た意見・課題を取り組みに活かすことができおり、母子保健推進に効果的な場となっている。また市との打合せは、互いの事業の共有、施策検討にもなっている。
- ・ ティーチャー・トレーニング研修（TT研修）に対するニーズは高い。保育所等向け研修は、事業開始から14年経過し、受講者は105名。指導者養成研修は9年経過し、指導者19名を養成、TT技法の普及が進んでいる。令和4年度から保育会が主体となるため、地域でのTT研修会がスムーズ実施できるよう支援していく必要がある。
- ・ 巡回療育相談は、教育・医療関係者、児童デイサービス職員が積極的に相談の場に入り助言等を受けることで、ケース支援の充実につながっている。

【計画】

- ・母子保健医療推進事業
母子保健推進協議会の開催 1回
壱岐市・壱岐保健所母子保健担当者会議 2回
- ・地域発達支援体制整備研修会の保育会主体への移行支援
- ・壱岐市こども相談事業への支援 作業療法士必要時
- ・壱岐こどもセンター支援 作業療法士派遣 10回
- ・壱岐市お遊び教室への支援（家族支援教室等支援事業）
社会福祉職派遣 6回
- ・小児慢性特定疾病児童等自立支援事業
巡回療育相談の実施（小児2回：6日、整形2回：5日）
療育研修会の開催 1回
関係機関との打ち合わせ、意見交換
保育所・幼稚園・学校への支援（相談場面での助言）

8.1.2 健やか親子サポート事業

【事業目的】

- ・思春期の健全な母性父性の育成及び妊娠、出産、子育て及び更年期等各ライフステージに応じて適切な自己管理が出来るよう健康教育を実施する。また、身近な保健所において気軽に相談が出来る体制を確立するとともに、不妊・避妊の課題に対応するための体制をつくることにより「健やか親子21（第2次）」の推進を図る。

【現状と課題】

- ・管内において公認心理師の相談を受けられる機会は限られており、健やか親子相談は貴重な場である。今後も他機関と連携し対応していく必要がある。
- ・健康教育事業では、依頼があった管内の高校1年生、3年生を対象に行い、学年に応じた内容を構成し、ニーズに合った講演を行うことが出来ている。今後も依頼に応じて対応を行っていく必要がある。
- ・児童虐待防止推進事業では、今後も必要に応じて、ケース検討参加により関係機関と連携を図り対応していく必要がある。
- ・近年働く女性の増大、高学歴化、結婚に対する価値観の変化等による晩婚化に伴い、晩産化の傾向にあり、不妊の一因となっている。若い世代に卵子の老化や妊娠適齢期についての情報を提供していく必要がある。

【計画】

- ・思春期保健対策事業
健やか親子相談の実施（公認心理師相談 年6回、保健所職員の相談 随時）
高校生向け健康教育の実施
思春期に関する媒体の周知、貸し出し

- ・ 児童虐待防止推進事業
 - 壱岐市要保護児童対策地域協議会への参加
(代表者会議 1回、個別ケース検討会 随時)
 - 普及啓発
所内ポスター掲示、リーフレット配布
- ・ 不妊に関する相談、情報提供の実施

8.1.3 特定不妊治療費助成事業

【事業目的】

- ・ 不妊治療を希望する夫婦に、その治療費の一部を助成することで、経済的負担を軽減し、不妊治療を受ける契機とする。

【現状と課題】

- ・ 令和2年度に助成を受けた夫婦は実10件、延13件であった。令和3年1月1日以降、助成が拡充されているので、制度の周知を行っていく必要がある。また、平成29年度から壱岐市で助成事業が開始された。引き続き、対象者に対して申請時に周知する。

【計画】

- ・ 申請受付
- ・ 窓口における市の助成事業内容のお知らせ

8.1.4 小児慢性特定疾病医療費助成制度

【事業目的】

- ・ 慢性疾患により長期療養を必要とする児童等の健全育成を図るため、当該疾患の治療方法の確立と普及、医療費の負担軽減につながるよう自己負担分を補助する。

【現状と課題】

- ・ 令和3年度申請件数は新規5件であった。令和3年11月1日から対象疾病が追加となっており、今後も制度の周知を行っていく必要がある。

【計画】

- ・ 小児慢性特定疾病医療受給者証の新規、更新、変更等の申請受付

8.2 医療的ケア児支援

【事業目的】

- ・ 管内の人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むため医療的ケアを必要とする児が、適切な支援を受け安心して生活できるよう、保健・医療・福祉・教育の連携促進を図る。

【現状と課題】

- ・ 保健所で把握できる医療的ケアが必要な児の数は、小児慢性特定疾病医療受

給者及び巡回療育相談来談者からであり、4名である。必要時、関係機関が集まり個別のケース会議ができています。

- ・平成28年度から、小児慢性特定疾病医療受給者証所持者に対して災害時における避難行動の可否について調査を実施し、自力での避難ができないと回答した方について、家族の同意を得て関係機関と避難時における留意点等を確認し個別支援計画の作成を行っている。令和3年度は、更新申請時にアンケートを実施し避難の必要な対象児について確認を行った。

【計画】

- ・医療的ケアが必要な児童を把握した際は、関係機関と連携し支援を行う。

8. 3 介護予防対策

【事業目的】

- ・壱岐市（保険者）が効果的効率的に介護予防関連事業を展開できるよう支援を行う。

【現状と課題】

- ・壱岐市では、令和元年65歳以上9,800人、高齢化率が37.4%から、令和3年12月末で9,819人となっている。
- ・要介護（要支援）認定者数は2,187人（令和3年12月）で、認定率22.3%となっている。
- ・壱岐市は、令和1年度から多職種での個別事例検討により、介護支援専門員等を支える自立支援型地域ケア会議を開催している。今後も、検討結果の検証評価や介護支援専門員及びアドバイザーとして関りが必要である。

【計画】

- ・壱岐市（保険者・地域包括支援センター等）主催の自立支援型地域ケア会議へ出席し、助言を行う。

9 歯科保健に関する事項

9. 1 歯科保健対策

9.1.1 長崎県歯・口腔の健康づくり推進事業

【事業目的】

- ・長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例、歯なまるスマイルプラン（長崎県歯・口腔の健康づくり推進計画）及び壱岐市歯科口腔保健推進計画の実現を目指して、歯科保健の実態を把握し、歯・口腔の健康づくりの推進を図る。

【現状と課題】

- ・「歯なまるスマイルプランⅡ」、「壱岐市歯科口腔保健事業計画Ⅱ」が策定された。（計画期間平成30年度～令和4年度）
- ・デンタルワークショップ壱岐は、壱岐市歯科医師会及び壱岐市と共催で、平成元年から年1回開催しているが、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響で中止となっている。

- ・第2次長崎県歯・口腔の健康づくり推進事業に基づき、成人期歯科保健の向上に向けた取り組みを実施する必要がある。

【計画】

- ・壱岐地区歯科保健推進協議会 1回
平成26年度から、壱岐市歯科保健連絡会と合同開催
内容：壱岐地域歯科保健の現状について、壱岐市歯科口腔保健推進計画Ⅱ進捗状況について等

9.1.2 障害者巡回歯科診療事業

【事業目的】

- ・障害児（者）の歯科医療体制の確保を行う。

【現状と課題】

- ・壱岐保健所管内には8か所の障害者歯科協力医療機関がある。また、県口腔保健センターの障害者歯科診療車による巡回歯科診療は、壱岐では現在2～3年に1回実施されおり、平成26年度は延15人、平成29年度は延23人、平成31年度は延べ25人の利用があり、活用されている。

【計画】

- ・巡回歯科診療車による障害児（者）の歯科診療の実施はなし。

9.1.3 フッ化物洗口推進事業

【事業目的】

- ・管内のう蝕の予防体制として、集団によるフッ化物洗口の推進を図る。

【現状と課題】

- ・平成29年度には管内全ての保育所・幼稚園・小学校で、令和元年度には全て中学校でフッ化物洗口が実施となった。

【計画】

- ・壱岐市、教育委員会等関係機関と連携を図り、必要に応じた支援を行う。
- ・壱岐地区歯科保健推進協議会・壱岐市歯科保健連絡会において、県のフッ化物洗口推進の現状について情報提供する。

10 精神保健に関する事項

10.1 精神保健福祉対策

10.1.1 適正な精神医療の確保

【事業目的】

- ・精神障害者の人権に配慮した適切な医療の確保を図り、療養環境の向上を促進する。
- ・関係機関との連携により治療中断・未治療者等に対する危機介入や支援を行う。

【現状と課題】

- ・管内の有床医療機関は1か所であり、医療保護患者の入院先はほとんどが島外の医療機関である。また、精神科救急の当番医も1名であることから、患者や家族、精神科医療機関の負担を減らすために壱岐地域における精神科医療体制について長崎県障害福祉課を含めた関係者間での協議が必要である。
- ・治療中断・未治療者等処遇困難事例に対しては、月1回の所内ケース検討会及び関係者による検討会で各機関の役割分担等を協議し支援している。
- ・令和3年度精神保健福祉法による一般人申請（第22条）は0件、警察官通報（第23条）は2件で、本土（1件）の指定医療機関へ公用車とフェリーによる搬送を行なった。

【計画】

- ・精神保健医療福祉協議会（1回）：精神科保健医療福祉体制の整備について協議
- ・精神保健担当者連絡会（月1回）：治療中断・未治療者等の支援体制検討
- ・精神科病院実地指導及び入院患者実地審査（1回）その他必要に応じて実地審査の実施
- ・精神保健福祉法に基づく申請・通報等の適切な運営、実施

10.1.2 精神保健福祉相談事業

【事業目的】

- ・一般住民から保健や医療についての専門相談、関係機関からの対応方法等の相談を受け、適切な対応及び支援を行う。

【現状と課題】

- ・令和3年度の相談件数は、面接77件、電話397件、訪問63件。

【計画】

- ・精神保健福祉相談の実施：随時
- ・住民や関係機関への相談窓口周知
- ・精神保健福祉相談個人録及び台帳の適正な管理

10.1.3 精神障害者社会参加促進事業

【事業目的】

- ・精神障害のある人も、家庭や地域の中で通常の生活に向けた支援や、障害に対する住民の理解を深め、誰もが明るく暮らせる社会づくりを行う。

【現状と課題】

- ・入院治療から地域社会での支援を推進し、精神障害者の社会復帰と社会定着の促進が重要である。
- ・長期入院患者の退院支援は、障害者総合支援法に基づく個別給付化に伴い、壱岐市障害者地域自立支援協議会（地域移行部会）で取り組む。また、地域支援体制は、壱岐保健所地域精神保健医療福祉協議会及び退院支援連携会議で検討

する。

※令和2年度：地域移行支援利用0件、地域定着支援利用0件

- ・島内では、精神障害者当事者会（SUN SUNクラブ）が定期的に活動をしているが、会員の高齢化及び減少が課題である。

【計画】

- ・退院支援連携会議の実施
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの指標活用
- ・当事者会活動支援
- ・壱岐市障害者自立支援協議会及び専門部会への参画

10.1.4 高次脳機能障害支援普及事業

【事業目的】

- ・高次脳機能障害の理解に関する啓発や相談窓口の周知を行うとともに、支援体制を構築する。

【現状と課題】

- ・令和3年度は実1件の相談が医療機関からあり、適切な情報提供を行った。
- ・医療機関、福祉サービス事業所および教育機関に対しては、長崎県高次脳機能障害支援センターよりリーフレットが配布されており、保健所を含めた相談窓口の周知が図られている。
- ・市主催の精神保健担当者連絡会や民生委員定例会等で周知を行っている。

【計画】

- ・相談窓口の周知
- ・事例を通じた相談体制の整備

10.1.5 自殺対策推進事業

【事業目的】

- ・様々な分野の関係機関がそれぞれに役割分担を担い、連携・協働して自殺対策事業を行うことにより、管内自殺者数の減少を目指す。

【現状と課題】

- ・平成30年度に壱岐市が「いのちを支える自殺対策計画」を策定し、平成34年度まで「自殺死亡率」「睡眠を取れていない人の割合」「市職員（管理職・一般職）の自殺対策研修受講率」に関して、数値目標を掲げ、保健所は市との取り組みを推進している。
- ・令和3年自殺死亡率（人口10万対）は、壱岐市22.7で県15.7、全国16.4より高い状況である。（衛生統計年報）
- ・壱岐市の平成28年～令和2年までの年齢階級別自殺死亡率（人口10万対）は、男性では30歳代（14.3%）、50歳代（14.3%）、70歳代（14.3%）及び80歳以上（14.3%）と同数で多かった。女性では40歳代（8.6

%)、50歳代(8.6%)が多く、次に80歳代(5.7%)が多かった。男女別では男性が約4割を占める。(壱岐市地域自殺実態プロフィール2021)

- ・原因動機別では「生活困窮者」「高齢者」「勤務・経営者」が多い。身近なところで相談できる体制づくりと住民への周知が必要である。
- ・自殺の危険因子をもつ者の再発防止対策の支援は、必要時、関係者によるケア会議や相談、訪問等による支援を実施する。

【計画】

- ・自殺対策強化月間・週間の周知：(令和4年9月、令和5年3月市広報)
- ・関係者向けの研修会：1回(精神保健関係者連絡会等に併せて実施)
- ・自殺未遂者への支援：ケア会議、訪問等
- ・自死遺族への支援：関係機関に対して相談窓口の周知を行う。

10.1.6 ひきこもり対策推進事業

【事業目的】

- ・保健所は「ひきこもり地域支援センター」のサテライトとして、地域における関係機関との連携体制の構築、普及啓発等を行い、当事者や家族の支援を行う。

【現状と課題】

- ・個別相談は、令和3年度は実11人、延98件という状況であった。
- ・平成29年度から関係機関による連携会議を開催。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大のため書面開催となったが、令和3年度は規模を縮小して開催した。今後も関係機関と連携を図りながら支援体制の充実を図る必要がある。

【計画】

- ・ひきこもり当事者や家族への相談対応(随時)
- ・不登校・ひきこもり支援連携会議の開催
- ・関係機関職員、民生委員等を対象とした研修会の開催
- ・普及啓発(精神担当者連絡会等での周知)

10.1.7 精神科救急医療連携に関すること

【事業目的】

- ・精神科救急医療を提供できる体制の整備を行う。

【現状と課題】

- ・管内の有床医療機関は1か所であり、医療保護患者の入院先はほとんどが島外の医療機関である。また、精神科救急の当番医も1名であることから、患者や家族、精神科医療機関の負担を減らすために壱岐地域における精神科医療体制について長崎県障害福祉課等を含めた関係者間での協議が継続的に必要。

【計画】

- ・精神保健医療福祉協議会および地域保健医療対策協議会の中で壱岐地域における精神科医療体制について協議を行う。

10.1.8 依存症対策総合支援事業

【事業目的】

- ・依存症患者及びその家族が抱える多様な問題、課題に対し、適切な支援、治療を受けられる体制整備、普及啓発等を行う。

【現状と課題】

- ・令和3年度の保健所への相談は、アルコール依存症、パチンコ等ギャンブル依存症合わせて年間延べ 3件程度である。
- ・令和元年度初めて依存症関係者研修会を開催した。地域の依存症関係者の対応能力を上げるため、継続して研修会を行う必要がある。
- ・平成30年度から、高校性教育講演会にあわせて依存症予防講話を行っている。
- ・依存症家族の要望で、平成27年度から福岡断酒友の会の協力のもと、壱岐地域断酒の集まりが年1～2回開催されている。保健所は、場所の確保、参加希望者のつなぎ、各機関への情報提供等の支援を行っている。

【計画】

- ・依存症当事者や家族等への相談対応（随時）
- ・関係者研修会の開催（年1回）
- ・普及啓発（高校性教育講演会にあわせて依存症予防講話を実施）
- ・福岡断酒会壱岐支部への支援
- ・民生委員への普及・啓発（年1回）

11 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項

11.1 難病対策

11.1.1 難病患者地域支援対策推進事業

【事業目的】

- ・難病患者・家族の医療及び日常生活に係る相談、指導、助言等を行い、療養を支援する。
- ・難病患者等の多様化するニーズに対応するため、地域の難病従事者の資質向上や地域関係機関とのネットワークづくり等体制整備を行う。

【現状と課題】

- ・平成27年1月1日施行の「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、難病患者支援の充実を図っていく必要がある。
- ・在宅ALS患者及び在宅療養を希望するALS患者を重点的に支援していく。
- ・管内の関係機関の連携は円滑に行われているが、引き続きネットワークづくり等体制整備を行っていく。

- ・ 壱岐管内は難病患者が少なく、医療・福祉関係者が難病患者と接する機会が少ないので、医療・福祉関係者に難病に関する情報を提供することが必要である。
- ・ 壱岐市地域防災計画では、避難行動要支援者名簿の作成及び管理について定められている。引き続き、壱岐市と協力し、指定難病患者の名簿作成や具体的な避難支援方法等を検討し、患者の災害時避難体制の整備を図る必要がある。

【計画】

- ・ 支援の必要性が高いALS患者を中心とした訪問（適宜）
- ・ 難病在宅療養生活支援検討会（適宜）
- ・ 難病従事者研修会 1回
個別避難計画策定のための意見交換会 1回

11.1.2 特定医療費（指定難病）支給認定制度

【事業目的】

- ・ 発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもののうち、指定難病に係る疾病に関する医療の確立・普及を図るとともに、難病患者の医療費の負担軽減を図る。

【現状と課題】

- ・ 「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行により、対象疾病が平成27年7月から56疾病から330疾病、平成31年4月からは333疾病、令和3年11月から338疾患に拡大されている。制度の変更後も適切に事務を行う必要がある。
- ・ 令和3年度末の特定医療費（指定難病）受給者は260名。

【計画】

- ・ 特定医療費（指定難病）の新規申請、更新申請、変更等の申請受付

12 エイズ、結核、性病、伝染病その他の疾病の予防に関する事項

12.1 感染症対策

12.1.1 感染症予防事業

【事業目的】

- ・ 普及啓発を実施し、感染症の発生を防止する。
- ・ 感染症発生時は、関係機関と連携し迅速に対応し、感染拡大防止や原因究明に努める。

【現状と課題】

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を引き続き継続する必要がある。
- ・ 管内は、腸管出血性大腸菌感染症の発生件数が多い。件数は、平成30年：県49件、壱岐15件（無症状病原体保菌者を含む）、令和元年：県37件、壱岐

0件、令和2年：県90件、壱岐11件、令和3年：県83件、壱岐2件

【計画】

- ・壱岐保健所地域感染症対策協議会の開催（年1回）
- ・新型コロナウイルス感染症に関する普及啓発、相談対応及び感染拡大防止対策の実施
- ・感染症発生時における関係機関との連携及び迅速な対応
- ・他機関、施設の要望に応じた感染症予防に関する健康教育
- ・手洗いについての啓発チラシを作成し、市の協力のもと乳幼児施設や新生児訪問時等に配布

12.1.2 感染症発生動向調査事業

【事業目的】

- ・感染症の発生情報を迅速に把握し、その結果を市民や医療機関関係者への確に提供することにより、感染症の発生及びまん延を防止する。

【現状と課題】

- ・今後も継続して、指定届出機関（定点医療機関）からの感染症の発生情報を正確に把握することが必要である。

【計画】

- ・管内、長崎県内及び近隣の県での感染症発生状況の把握
- ・注意報、警報の発生報告時の迅速な情報提供

12.1.3 予防接種事業

【事業目的】

- ・正確な情報提供と関係機関との連携により、予防接種の安全な実施体制を整備する。
- ・関係機関と協力して普及啓発を実施し、接種率向上を図る。

【現状と課題】

- ・定期の予防接種の接種率はそれぞれ県内平均であるが、接種率が十分とはいえない予防接種がある。接種率の向上を図る必要がある。

【計画】

- ・情報収集、情報提供、相談、指導の実施
- ・子ども予防接種週間を活用した普及啓発

12.1.4 肝炎対策事業

【事業目的】

- ・ウイルス性肝炎の感染予防、早期発見及び早期治療の推進を図る。

【現状と課題】

- ・管内は、肝がんの死亡率が高く、肝炎治療特別促進事業における医療費助成受給率も県内で突出して高いという状況から、肝炎対策の推進を図るため、肝炎検討会（平成23年度～25年度）を実施した。その中で、肝炎ウイルス検査を受けるための体制整備や検査結果、陽性者に対するフォローアップの方策等について検討を行った。
- ・平成26年度からは重複受検を避けるために、保健所の委託検査受検者名等を壱岐市へ情報提供をしている。今後もすべての市民が少なくとも1回は肝炎検査を受けるよう、継続して普及啓発を行う必要がある。
- ・肝炎ウイルス検査で感染が確認された者が定期的な検査を継続し、必要な時期に早期治療を行うことで重症化予防ができるよう支援していく必要がある。
- ・また、平成30年度から医療費の負担軽減を図るため、「長崎県肝がん・肝硬変治療研究促進事業」を開始しており、対象者への情報提供が必要である。

【計画】

- ・肝炎治療特別促進事業（医療費助成事業）の推進
- ・検査・相談の実施
- ・普及啓発
 - 日本肝炎デー、肝臓週間にあわせた広報
 - 「陰性カード」の作成、配布
- ・県の医療機関委託検査受検者名等の壱岐市への情報提供
- ・重症化予防事業、肝がん・肝硬変治療研究促進事業の推進

12.1.5 エイズ・性感染症予防事業

【事業目的】

- ・エイズ・性感染症の予防とまん延防止及びエイズ患者・HIV感染者等への差別・偏見の解消を図る。

【現状と課題】

- ・管内の性感染症患者数は少ないが、学校での健康教育や普及週間の取り組みをとおして、特に若い世代に正しい知識の普及啓発を行っていく必要がある。

【計画】

- ・世界エイズデー、HIV検査普及週間にあわせた普及啓発
- ・HIV検査の実施
- ・学校での健康教育の実施

12.1.6 麻疹・風疹予防対策事業（風疹抗体検査等を含む）

【事業目的】

- ・適切な情報提供や予防対策を推進することによって、麻疹・風疹の感染予防やまん延防止を図る。

【現状と課題】

- ・全国的に成人の風疹患者が増えたため、出生児の「先天性風疹症候群」の発

症リスクが高まった。

- ・ 県立保健所では平成26年度から「風疹抗体検査」を実施している。
- ・ 平成30年度は全国的に風しん患者数が増加したため、抗体検査受検者数も増えた。平成31年度からは市の風しん抗体検査、定期予防接種が開始された。

【計画】

- ・ 麻疹・風疹患者発生時の積極的疫学調査の確実な実施
- ・ 風疹抗体検査の実施

12.2 結核対策

12.2.1 結核予防対策推進事業

【事業目的】

- ・ 地域の特性を踏まえた予防対策を推進することによって、結核の発生及びまん延の防止を図る。

【現状と課題】

- ・ 結核患者の発生数はここ数年県内でも少ない状況であるが、近年は9割以上が65歳以上の高齢者から発生している。

【計画】

- ・ 結核患者発生時、退院時、治療終了時の患者面接の確実な実施
- ・ 接触者健診・管理検診の確実な実施
- ・ ケース検討会の実施
- ・ 結核予防週間にあわせた普及啓発
- ・ 医療機関・施設に対する結核予防、二次感染防止、結核定期健康診断等の普及啓発
- ・ 市町、学校及び特定業種が行う定期健康診断の結果報告の徹底と、実施率が低い施設に対する指導
- ・ 医療機関との連携による、結核の届出やその他の情報の迅速な把握

12.2.2 結核対策特別推進事業

【事業目的】

- ・ 直接服薬確認（DOTS）事業
- ・ 治療中断・脱落を防止し結核患者を確実に治療に導き、再発による感染拡大を防止し、薬剤耐性結核の発生を予防する。

【現状と課題】

- ・ 管内の医療機関や関係機関等と連携を図りながら中断なく、確実な服薬支援ができています。

【計画】

- ・ 所内DOTS検討会の実施

- ・医療機関スタッフを交えたDOTSカンファレンスの実施
- ・地域（訪問・連絡確認）DOTSの実施
- ・結核研修会等でDOTS事業についての周知を実施
- ・コホート検討会の実施

1.3 衛生上の試験及び検査に関する事項

1.3.1 衛生上の試験及び検査に関すること

【事業目的】

- ・関係法令に基づき各種検査を行い、感染症及び食中毒の発生予防、まん延の防止を図るとともに、正確かつ迅速に結果を提示することにより科学的根拠に基づく行政対応と住民に対する安全・安心を提供する。

【現状と課題】

- ・様々な感染症に関する検査の質や精度、さらには迅速性が求められている。
- ・試験・検査業務は福祉保健分野、生活衛生分野、環境分野があり、地域の特性や課題に応じた検査及び調査には分野を超えた調整等が必要である。

【計画】

- ・地域の特性に合わせ、各種計画や法に基づく検査を実施する。
- ・食中毒（疑いを含む）、苦情等に係る食品等の原因究明のため、迅速で適切な検査を実施する。
- ・感染症のまん延防止のため、迅速で適切な接触者等健康診断を実施する。
- ・検査機器等設備の適正な保守点検を行う。
- ・食品衛生検査施設業務管理基準（GLP）の徹底による検査精度向上と信頼性確保に努める。

1.4 その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事項

1.4.1 健康危機管理機能強化

1.4.1.1 健康危機管理対応訓練事業

【事業目的】

- ・災害時健康危機管理支援チームの制度化により、被災公共団体の保健医療行政の指揮調整機能を補佐する。

【現状と課題】

- ・平成27年度より長崎県地域防災計画に基づき、DHEAT（長崎県災害時健康危機管理支援チーム）を設置し、被災地保健所の公衆衛生活動への支援がでる体制を整備している。
- ・国土強靱化地域計画及び保健所業務推進計画では、平成31年度までにすべての保健所でDHEAT訓練を実施することを目標に実施された。
- ・市町村災害対策本部の健康危機管理組織による指揮調整にどのように支援的に関与するのかなど、平時から支援と受援に関する協定等で確認するとともに、その仕組みを可能な限り平準化する。
- ・令和4年度からDHEAT名簿の登載者については、「保健所全職員がDHEAT

」の方針決定に基づき、希望登録性は廃止となった。

【計画】

- ・保健所は、災害発生を想定した演習・訓練を年1回以上開催し、保健所職員は少なくとも年1回参加する。これらにより保健所の受援体制の構築を目指す。

14.1.2 新型インフルエンザ対策事業

【事業目的】

- ・強毒性の新型インフルエンザ発生に備え、迅速的確に対応できるよう、地域における体制整備を行う。

【現状と課題】

- ・平成26年度に壱岐保健所版新型インフルエンザ対策マニュアルの改訂を行った。

【計画】

- ・壱岐保健所版新型インフルエンザ対策マニュアルについて、必要時、内容の見直しを行う。
- ・1年に1回関係機関を交えた机上訓練を行う。

14.1.3 鳥インフルエンザ対策事業

【事業目的】

- ・養鶏場等で鳥インフルエンザが発生した場合、防疫作業従事者等の健康管理、地域住民のための健康相談窓口の開設、心のケア等を中心とした対策を関係機関と連携し実施する。

【現状と課題】

- ・年1回、壱岐振興局の鳥インフルエンザ防疫作業演習が実施されており、事前に壱岐保健所職員を対象とした防護服着脱訓練を実施している。
- ・令和4年1月に「長崎県鳥インフルエンザ発生時対応マニュアル」が改訂された。

【計画】

- ・壱岐保健所職員を対象とした防護服着脱訓練を実施（年1回）
- ・壱岐振興局の鳥インフルエンザ防疫作業演習に参加（年1回）
- ・「鳥インフルエンザ対応マニュアル（長崎県壱岐保健所）」について、必要時、内容の見直しを行う。

14.1.4 原子力防災訓練事業

【事業目的】

- ・原子力防災関係機関及び地域住民が一体となった原子力防災訓練を実施し、緊急時における通信連絡体制の確立、緊急時モニタリング活動等の災害対策

の習熟と防災関係機関相互の協力体制の強化を図るとともに、住民の原子力防災に対する理解の促進を図る。

【現状と課題】

- ・ 壱岐地区では平成24年度から原子力防災訓練を実施。各防災関係機関の原子力防災対策についての経験が浅く、今後訓練を重ねる必要がある。

【計画】

- ・ 長崎県原子力防災訓練に参加（年1回）

14.2 健康ながさき21推進、地域・職域連携推進

14.2.1 たばこ・アルコール対策事業

【事業目的】

- ・ 望まない受動喫煙をなくすため、住民への啓発、施設管理者への指導を行う。

【現状と課題】

- ・ 受動喫煙防止島プロジェクト（H24～26）に引き続き、受動喫煙防止対策が不十分な公共施設等に対し、灰皿撤去運動を行ってきた。
- ・ 「健康増進法の一部を改正する法律（受動喫煙対策）」が公布され、令和2年4月1日から全面施行となった。利用者へ周知及び違反事例への指導が必要である。

【計画】

- ・ 世界禁煙デー、禁煙週間にあわせた普及啓発
- ・ 施設管理者に対する相談対応、指導

14.2.2 がん対策事業

【事業目的】

- ・ 長崎県がん対策推進計画に基づき、がん予防を推進する。

【現状と課題】

- ・ 壱岐市のがん検診受診率は、胃がん検診を除いて県内でも低い状況である。がん検診受診率向上に対する取り組みを強化する必要がある。

【計画】

- ・ 壱岐市が実施するがん検診の受診率向上に対する支援
- ・ 地域・職域連携推進協議会等における情報提供

14.2.3 栄養・食生活による健康づくり事業

【事業目的】

- ・ 住民が自らの食習慣を見直し、主体的に健康づくりの実践を行うことができるような環境整備を推進する。

【現状と課題】

- ・平成 28 年度長崎県健康・栄養調査の結果から、野菜を目標量摂取している人が約 2 割、食塩の量が適正な人が約 3 割等、食生活に関する問題点が明らかになった。
- ・健康に配慮した食環境整備を図るため「健康情報の発信」や「ヘルシーメニュー」の提供を行う「長崎県健康づくり応援の店」の推進を行っている。

【計画】

- ・平成 28 年度長崎県健康・栄養調査結果の普及・啓発
- ・「長崎県健康づくり応援の店」の推進（新規登録、更新、登録店支援、事業の周知等）
- ・「応援の店」を活用した普及啓発

14.2.4 こころの健康づくり、その他

【事業目的】

- ・市民一人ひとりが自分にあったストレス解消方法を知り、睡眠や休養の意義や必要性について理解を深め、実践できるよう普及啓発を図る。

【現状と課題】

- ・研修会や会議等を活用して、こころの健康づくりの啓発を行っている。また、管内事業所からの依頼により、健康教育を実施している。

【計画】

- ・研修会や会議等で、普及啓発を行う。
- ・事業所等からの依頼に応じて健康教育を実施する。

14.2.5 地域・職域連携推進事業及び職場の健康づくり応援事業

【事業目的】

- ・地域・職域において、生涯を通じた健康づくりを継続的に支援するための効果的な保健事業を行うため、自治体・事業者及び医療保険機関等の関係者が相互に情報交換を行い、共通理解のもと保健医療資源の相互活用、保健事業の共同実施による連携体制を構築する。

【現状と課題】

- ・協議会では、壱岐島内の健康状態や各職域、関係団体の取組状況を共有し、たばこ対策、肝炎対策、生活習慣病予防対策について協議を行った。連携して健康づくり事業の推進に取り組んでいく必要がある。
- ・専門部会において、「受動喫煙防止島プロジェクト（H24～26）」に取り組み、受動喫煙防止対策を実施する宿泊施設の増加、壱岐市民の受動喫煙防止対策に対する意識の向上を図ることができた。健康増進法改正に伴い、受動喫煙防止対策が義務化されたが、住民への普及啓発が引き続き必要である。
- ・働きざかり世代の健康意識向上を図るためには、職域との連携が必要である。職場での自主的な健康づくりを応援するため「職場の健康づくり応援事業」

や情報紙の発行を行っている。

【計画】

- ・地域・職域連携推進協議会の開催（1回）
- ・職域の健康づくり情報提供：いきいき健康づくりの発行（2回）

14.3 地域リハビリテーション推進

【事業目的】

- ・高齢者や障害者が住み慣れた地域で生き生きとした生活を送ることができるよう、高齢者の様々な状態に応じた地域のリハビリテーション事業や介護予防事業が、適切かつ円滑に提供される体制整備を図るとともに、保健・医療・福祉の関係者等のネットワークづくりを推進する。

【現状と課題】

- ・壱岐地域リハビリテーション連絡協議会を設置し、圏域内の地域リハビリテーション提供体制（リハビリ資源等）、連携体制の現状・課題の把握及び地域リハ推進のための協議等をおこなっている。
- ・壱岐地域リハビリテーション広域支援センターを令和3年度から壱岐病院へ委託し、協力医療機関・施設（7か所）と連携している。活動計画は運営会議で検討し、各種研修会を開催する。
- ・これまで地域リハビリテーション支援体制整備事業は、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム構築に向けた市の事業に対して、関係機関との調整・協働した取り組みが求められる。

【計画】

- ・壱岐地域リハビリテーション広域支援センターの支援運営会議や各種委員会等への支援
- ・地域リハビリテーション連絡協議会の開催（年1回）

14.4 地域包括ケアシステム推進

【事業目的】

- ・高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすために、一人一人のニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを一体化して提供していく「地域包括ケア」の考え方に基づいて、「医療サービス」「介護サービス」「住まいや見守りサービス」が一体的に提供される体制整備を目指す。

【現状と課題】

- ・地域包括ケアシステムと在宅医療介護連携をあわせて取り組んでいる。
- ・在宅医療は、在宅療養支援病院グループ及び訪問看護ステーション（2か所）の連携によって行われている。
- ・在宅介護は、介護保険事業で要介護者等の介護が行われるとともに、壱岐市地域包括支援センター（市直営）による要支援者のサービスが行われている。また、支援困難ケースや虐待等の個別のケース検討会が必要に応じて開催して

いる。

- ・ 壱岐医師会は「在宅医療推進部会」を設置（平成25年度）し、同事業の多職種による在宅医療・介護の連携を推進するため「多職種協働運営委員会」を設置し、「多職種協働ケア会議」実施。平成28年度から市「医療介護連携推進事業」を受託し、地域ケア推進会議として継続している。
- ・ 令和元年度は毎月自立支援検討会が開催され、地域包括支援センター及び介護支援専門員等の関係者、多職種の専門職が参加して、ケアプラン見直し及び自立支援に向けた支援の検討を実施している。令和3年度は3回の開催となっている。
- ・ ICT事業として、壱岐病院と光武内科循環器科病院が、「あじさいネット」情報提供病院となり、管内の他医療機関や訪問看護ステーション、調剤薬局も参加し情報共有体制が進みつつある。

【計画】

- ・ 地域包括ケアシステム構築状況評価シートを用いて、市と検討会を行いながら対策を進める。
市及び医師会が実施する事業へ参画する。
- ・ 地域リハ連絡協議会や地域保健医療対策協議会等での協議を行う。

14.5 情報の収集、整理および活用

【事業目的】

- ・ 人口動態・死亡・介護・医療等の既存のデータ及び業務を通じて得た情報等を用いて、地域の健康課題を把握し、市町の健康づくり施策の推進を支援する。

【現状と課題】

- ・ 保健所には、人口動態統計、地域保健・健康増進事業報告などの各種統計調査や保健衛生に関する各種台帳など多くの情報が集まる。
- ・ 先駆的事业に向けた調査・研究、地域診断など、目的に応じて収集する各種情報を分析、加工することにより、役立つ情報にする必要がある。
- ・ 各協議会において、必要なデータを加工し提供している。

【計画】

- ・ 保健・医療・福祉に関する情報の収集、分析、加工等の情報管理及び蓄積
- ・ 関係機関とのネットワークを活用した幅広い情報の収集による地域課題の把握

14.6 調査および研究

【事業目的】

- ・ 地域の健康課題を的確に保健衛生施策に反映し、科学的知見を踏まえた実施後の評価を行うために、「地域の実態把握」や「検証」などの調査研究を行う体制を整備する。

【現状と課題】

- ・保健所独自の調査や研究を行い、市町等の事業に反映される仕組みが確立していない。

【計画】

- ・所管業務に関する調査研究機能の向上（教育保健所での研修に参加）